

国立公園管理計画の構成



国立公園管理計画の構成

以下の 7 項目から構成

- (1) 地域の概要
- (2) 管理の基本的方針
- (3) 風致景観の管理に関する事項
- (4) 地域の開発、整備に関する事項
- (5) 土地及び事業施設の管理に関する事項
- (6) 利用者の指導等に関する事項
- (7) 地域の美化修景に関する事項



現行の支笏洞爺国立公園管理計画の概要

第1．管理計画区設定方針

管理計画区：風致景観の特性、管理業務上の特性により一つの国立公園を複数に区分した地区

（公園計画が地域単位に分割されている場合はさらに細分）

支笏洞爺国立公園管理計画では、4つの管理計画区に区分

- 1．支笏湖・定山溪管理計画区（支笏湖、定山溪）
- 2．羊蹄山管理計画区（羊蹄山）
- 3．洞爺湖管理計画区（洞爺湖）
- 4．登別管理計画区（登別）



現行の支笏洞爺国立公園管理計画の概要

各管理計画区毎に以下の構成を基本に記述

- 1 地域の概要
- 2 管理の基本的方針
 - (1) 保護に関する方針
 - (2) 利用に関する方針
- 3 風致景観の管理に関する事項
- 4 地域の開発、整備に関する事項
- 5 土地及び事業施設の管理に関する事項
- 6 利用者の指導等に関する事項
- 7 地域の美化修景に関する事項



現行の支笏洞爺国立公園管理計画の概要

2. 管理の基本的方針（支笏湖、定山溪管理計画区）

(1) 保護に関する方針

- ア 支笏湖・定山溪地区の優れた自然景観が持続的に保全されるよう風致景観の保護を図る。また、特異な地形・貴重な生物の生育地等については、厳正な保護を図る。
- イ 支笏湖の水質保全と湖水域及び湖辺の風致保護を図り、原始的な湖のイメージの維持に努める。

(2) 利用に関する方針

- ア 主要な道路沿線は風致保護を図り、展望方向の通景線確保に留意。
- イ 主要な公園利用拠点等の適正な整備を推進する。
- ウ 環境所管地は、自然とのふれあいの場の整備に努める。
- エ 定山溪地区については、快適な温泉街としての環境整備を図る。
- オ VCについては、各種行事の企画を推進し有効利用を図る。
- カ 公園利用者に対する誘導、規制措置を関係機関の協力のもと講ずる。
- キ 公園利用者、施設管理者等の協力により、美化清掃の徹底を図る。



現行の支笏洞爺国立公園管理計画の概要

2. 管理の基本的方針（羊蹄山管理計画区）

(1) 保護に関する方針

- ア 羊蹄山は眺望の対象として高い価値を持つことを踏まえ、山麓から山頂にかけての植物や地形等の一体的な保全を図る。
- イ 登山道沿線の植生の保護が図られるよう関係機関と調整を図る。

(2) 利用に関する方針

- ア 真狩口や半月湖等の利用拠点、自然探勝等のための適切な施設整備を行うとともに利用者指導を推進し、自然とのふれあいの推進を図る。
- イ 「ゴミ持ち帰り運動」を基本とした美化清掃活動の推進を図る。



現行の支笏洞爺国立公園管理計画の概要

2. 管理の基本的方針（洞爺湖管理計画区）

(1) 保護に関する方針

- ア 当地区に残された貴重な自然である有珠山、洞爺湖の湖畔林、湖岸線及び中島の保護を図る。
- イ 洞爺湖の水質が保全されるよう関係機関に働きかける。

(2) 利用に関する方針

- ア 当地区の自然探勝や散策利用を推進するため、利用者の安全の確保に留意しつつ必要な公園利用施設の整備及び再整備を図る。
- イ 特に市街化の進んだ洞爺湖温泉地区については、これ以上の無秩序なスプロール化を抑制するよう関係機関と調整を図るとともに、地元の街づくりの動きと連携し地区の再開発や建築物、看板等のデザイン、地区の修景緑化等長期的な視点に立った快適な環境づくりに努める。
- ウ 湖畔を含む洞爺湖の適正な利用を推進するため、関係機関と調整を進め、無秩序な利用を防止するよう努める。
- エ 有珠山やその周辺で噴火、有毒ガスの発生、落石等の危険のある個所においては、利用者の安全を確保するために適切な規制や誘導方法等について検討する。
- オ 地区の美化清掃については、美化財団及び北海道の自然公園を美しくする会による事業が適正に行われるよう指導する。



現行の支笏洞爺国立公園管理計画の概要

2. 管理の基本的方針（登別管理計画区）

(1) 保護に関する方針

- ア 登別の温泉市街地を取り巻く森林や火山地帯及び倶多楽湖カルデラ内側の自然環境の保全を図る。
- イ 北部の山岳地達については、できる限り現在の自然環境の保全が図られるよう努める。
- ウ 倶多楽湖については、神秘的な湖の織りなす原始性に富んだ景観の保護及び清澄な水質の保全を図る。

(2) 利用に関する方針

- ア 当地区の自然探勝や散策利用を推進するため、利用者の安全の確保に特に留意しつつ必要な公園利用施設の整備を図る。
- イ 地獄谷や大湯沼周辺の有毒ガスの発生や転落、熱傷等の危険がある個所について、利用者の安全確保を図るための適切な規制や誘導方法等を関係機関と検討する。
- ウ 公園施設の維持管理及び地区の美化清掃等については、美化財団による事業が適正に行われるよう指導する。
- エ 市街化の進んだ登別温泉街については、地元の街づくりの動きと連携して地区の再開発や建築物、看板等のデザイン、色彩の統一等長期的な視点に立った快適な環境づくりに努める。



現行の支笏洞爺国立公園管理計画の概要

3. 風致景観の管理に関する事項

- (1) 許可、届出等取扱方針
 - ア 特別地域及び特別保護地区
 - イ 普通地域
- (2) 公園事業取扱方針
 - ア 共通事項
 - イ 集団施設地区
 - ウ 単独施設
 - エ 道路
 - オ 運輸施設



自然公園法の許認可
に関する審査基準



現行の支笏洞爺国立公園管理計画の概要

3. 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

(例) 工作物の新築等に係る取扱方針

- ・ 建築物のデザイン
 - ① 屋根の形状：切妻又は寄棟とする
 - ② 屋根の色彩：赤褐色又はこげ茶色系とする
 - ③ 外壁の色彩：白色、灰色系、クリーム色系などの中間色又は自然材料を生かしたものとする
 - ④ 敷地内の空地：可能な限り郷土産樹木等により修景緑化する



現行の支笏洞爺国立公園管理計画の概要

3. 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

(例) 工作物の新築等に係る取扱方針

- ・ 道 路
 - ① ルート選定にあたっては、主要道路、展望地点から展望されないよう配慮する
 - ② 法面は張芝等により緑化する
 - ③ 廃道敷地等については周囲と同樹種により修景緑化する



現行の支笏洞爺国立公園管理計画の概要

3. 風致景観の管理に関する事項

(1) 公園事業取扱方針

園地、宿舎等の事業の種類毎、公園計画上の路線、
単独施設の箇所毎に取扱方針を記述

- (例) 道路
 - ・整備に当たっては、周囲の自然環境との調和に配慮
 - ・歩行者の安全が確保されるよう配慮
- (例) 園地
 - ・付帯する建築物についての取扱方針
 - ・施設の維持管理利ついての調整



現行の支笏洞爺国立公園管理計画の概要

4. 地域の開発、整備に関する事項

4つの管理計画区それぞれについて、調整や誘導の方針を記載

（支笏湖・定山溪地区については、（１）自然公園施設 （２）一般公共施設 に分けて記載）

（例）支笏湖集団施設地区（支笏湖・定山溪管理計画区）

- ・湖畔園地、歩道を整備し、樹林や湖水に触れることのできる場の確保を積極的に推進する

（例）有珠山の治山についての記述（洞爺湖管理計画区）

- ・治山や砂防施設の新設及び再整備に当たっては、風致への影響が少ない工法とするよう調整を図る



現行の支笏洞爺国立公園管理計画の概要

5. 土地及び事業施設の管理に関する事項

(1) 環境省所管地の国有財産の管理

(2) 自然公園美化管理財団事業等

について記載

(自然公園美化管理財団は、平成14年7月1日より「自然公園財団」に名称変更)

(例) 支笏湖集団施設地区(支笏湖・定山溪管理計画区)

- ・ 集団施設地区内の建物及び施設の管理に当たっては、集団施設地区管理規則及び支笏湖集団施設地区計画に基づき、常に良好な状態で維持されるよう配慮・・・

(例) 美化管理財団(登別管理計画区)

- ・ 事業が円滑で適切に行われるよう指導する



現行の支笏洞爺国立公園管理計画の概要

6. 利用者の指導等に関する事項

- (1) 自然解説に関する事項
 - (2) 利用者の規制
 - (3) 利用者の安全対策
- について記載

(例) 支笏湖・定山溪管理計画区

- ・ 自然解説に関する事項
 - 自然解説の機会の充実
 - 頒布印刷物の充実
 - 自然解説版の整備
- ・ 利用者の規制
 - 自動車の利用規制の検討
 - 植生保護のための立入り規制
 - 湖面利用の適正化
 - スノーモービルの利用規制
- ・ 利用者の安全対策
 - 安全確保のための施設整備に配慮



現行の支笏洞爺国立公園管理計画の概要

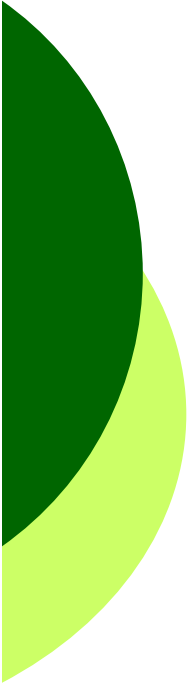
7. 地域の美化修景に関する事項

- (1) 美化清掃計画
 - (2) 修景緑化計画
- について記載

(例) 洞爺湖管理計画区

- ・ 美化清掃計画
 - 既存事業の適切な実行の指導
 - ゴミ持ち帰りキャンペーンの継続実施
- ・ 修景緑化計画
 - 温泉市街地の修景緑化による緑の創出を検討
 - 森林復元のための樹種・植栽方法の検討
 - エゾシカによる中島の森林植生の影響を検討





管理計画改定の方方向性



管理計画改定に関わる動向

● 支笏洞爺国立公園の動向

- ◆ 公園計画の変更
- ◆ 北海道洞爺湖サミット・J8サミットの開催
- ◆ ジオツーリズムの推進
- ◆ 公園利用者の多様化・国際化
- ◆ 自然体験型観光のニーズの高まり

● 環境保全に向けた社会動向

- ◆ 地球温暖化対策に寄与していくための施策検討
- ◆ 外来生物法の施行に伴う施策検討
- ◆ 生物多様性保全に寄与していくための施策検討

● 自然公園法の許認可に関する状況変化

- ◆ 法改正、審査基準の追加等
- ◆ 携帯電話アンテナなどへの対処の必要性



管理計画改定に関わる動向

● 支笏洞爺国立公園の動向

- ◆ 公園計画の変更
 - ・平成15年の公園計画の一部変更
(洞爺湖地区の公園区域の拡張) (北海道自然歩道)
 - ・平成18年の公園計画の一部変更
(動力船乗入れ規制区域・真狩口集団施設地区)
- ◆ 北海道洞爺湖サミット・J8サミットの開催
- ◆ ジオツーリズムの推進
- ◆ 公園利用者の多様化・国際化
- ◆ 自然体験型観光のニーズの高まり



管理計画改定に関わる動向

● 環境保全に向けた社会動向

- ◆ 地球温暖化対策に寄与していくための施策検討
 - ・CO₂吸収の場としての活用
 - ・CO₂排出を抑制していく管理のあり方
 - ・温暖化による影響のモニタリング
- ◆ 外来生物法の施行に伴う施策検討
 - ・特定外来生物への対処方針
 - ・支笏洞爺国立公園における外来生物への対処方針
- ◆ 生物多様性保全に寄与していくための施策検討



管理計画改定に関わる動向

● 自然公園法の許認可に関する状況変化

- ◆ 法改正、審査基準の追加等
 - ・特別地域における「物の集積」が要許可行為に追加
 - ・特別保護地区における「動植物の放出等」が要許可行為に追加
 - ・特別地域での捕獲に許可を要する動物の指定
 - ・大型風力発電施設の許可に関する審査基準が追加
- ◆ 携帯電話アンテナなどへの対処の必要性(全国的な動向)
 - ・携帯電話アンテナに関する対応
 - ・イルミネーション、ライトアップに関する対応
 - ・ペットの持ち込みに関する対応



管理計画改定の方方向性

支笏洞爺国立公園の管理に取り組むべき社会動向を整理

各方面からの情報収集、意見聴取

支笏洞爺国立公園の保護と利用の目標を設定

目標に向け、管理計画改定の方方向性を検討



